

平成 2 5 年第 7 回上里町議会定例会会議録第 3 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日（火曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第 80 号)上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第 81 号)上里町要介護高齢者介護手当支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第 82 号)上里町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 (町長提出議案第 83 号)上里町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 1 (町長提出議案第 84 号)上里町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例について
- 日程第 1 2 (町長提出議案第 85 号)上里町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 (町長提出議案第 86 号)上里町下水道事業受益者の負担金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 (町長提出議案第 87 号)上里町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 (町長提出議案第 88 号)上里町水道料金等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 (町長提出議案第 89 号)上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 (町長提出議案第 90 号)上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 (町長提出議案第 91 号)上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例について
- 日程第 1 9 (町長提出議案第 92 号)上里町地域の元気臨時交付金基金条例について
- 日程第 2 0 (町長提出議案第 93 号)上里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 (町長提出議案第 94 号)上里町道路線の廃止について
- 日程第 2 2 (町長提出議案第 95 号)平成 2 5 年度上里町一般会計補正予算（第 3 号）について

日程第 2 3 (町長提出議案第 96 号)平成 2 5 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について

日程第 2 4 (町長提出議案第 97 号)平成 2 5 年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について

出席議員(13人)

1 番	植原育雄君	2 番	山下博一君
3 番	植井敏夫君	4 番	高橋正行君
5 番	納谷克俊君	6 番	中島美晴君
7 番	荒井肇君	8 番	新井實君
9 番	小暮敏美君	10 番	沓澤幸子君
11 番	高橋仁君	12 番	伊藤裕君
13 番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	下山彰夫君	総務課長	木村隆之君
総合政策課長	石原秀一君	税務課長	中島勇君
町民福祉課長	飯島雅利君	子育て共生課長	河野光彦君
健康保険課長	関口静君	高齢者いきいき課長	小暮秀夫君
まち整備環境課長	坂本浩之君	産業振興課長	野田浩一郎君
下水道課長	須田孝史君	学校教育課長	谷木章二君
生涯学習課長	坂本正喜君	水道課長	須田孝史君
図書館長	桑原正明君	郷土資料館長	桑原正明君
会計管理者	橋爪和友君		

事務局職員出席者

事務局長	横尾邦雄	係長	戸矢信男
------	------	----	------

開 議

午前9時00分開会・開議

議長（高橋正行君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第7 町長提出議案第80号 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第7、町長提出議案第80号 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第80号 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案を申しあげました議案第80号 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申しあげます。

提案理由でございますが、消費税法の一部改正に伴いまして、し尿くみ取り手数料の税率について所要の改正を行いたく、本案を提出するものであります。

それでは、一部改正の概要及び内容を御説明申し上げます。

し尿くみ取り手数料は消費税率を乗じた額となっております。そのため、町の条例を改正するものになります。別表第3は、し尿くみ取り手数料について定めたものになりまして、備考欄における「100分の105」を「100分の108」に改正するものでございます。

附則でございますが、施行日につきましては、消費税法の一部改正の施行日とあわせて平成26年4月1日とします。

以上で上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第80号 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 町長提出議案第81号 上里町要介護高齢者介護手当支給条例の一部を改正する
条例について

議長（高橋正行君） 日程第8、町長提出議案第81号 上里町要介護高齢者介護手当支給条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第81号 上里町要介護高齢者介護手当支給条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第81号 上里町要介護高齢者介護手当支給条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、上里町要介護高齢者介護手当支給条例第8条の支給決定に当たりまして、手当の支給対象月を支払い月の前々月にし、受給者の手続の軽減を図るため改正したいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容について御説明申し上げます。

在宅における要介護4及び要介護5の要介護高齢者を介護している人の労をねぎらうため、要介護高齢者介護手当の支給を3期に分け4カ月分を支給していますが、この支給時期を翌月から翌々月に変更するものでございます。

次に、改正条文の骨子について御説明申し上げます。

第8条中、「毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれ前月分」を「毎年町長が定める月にその月の前々月分」に改めます。

附則、施行期日は平成26年4月1日からでございます。

この介護手当の支給につきましては、在宅の65歳以上の方で要介護状態が要介護4、要介護

5の要介護高齢者の介護者に月額7,000円支給しています。平成25年10月31日現在、介護手当受給資格認定者数は51人となっております。

手当は、毎年4月、8月及び12月の3期に分けて支給し、4月は58件で143万5,000円、8月は54件で134万4,000円となっております。

受給資格の確認方法について、支払い月の上旬に資格の確認書類を郵送し、返送により確認しておりますが、手続が遅れたりするため、介護給付実績や診療報酬明細書等も参考にしております。前月分につきましては、支払い月には確認できないため支払い月の前々月にし、受給者の手続の軽減を図りたいと考えているところでございます。

以上で上里町要介護高齢者介護手当支給条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

質問したいんですけども、ただいまの副町長の説明でありますと、現状は支払い月の前月に郵送で確認をしているということですけども、そうしますと郵送の切手代とかいろいろかかっていきますよね。もっとうまい形の確認方法、前々月にして手続の期間を長くするということはわかるんですけども、在宅であっても在宅サービスであるだとか介護の関係で認定を受けているわけですから、何らかの確認方法があるというふうに思うわけなんですけれども、毎回それだけの郵送料金をかけない別の方法というのはないのでしょうか。

議長（高橋正行君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 小暮秀夫君発言〕

高齢者いきいき課長（小暮秀夫君） 御説明をいたします。

介護者本人に郵送で介護の状況ということで文書を出させていただいておりますけれども、そちらですとなかなか返事が返ってこない場合とかございます。今回につきましては、介護給付の実績、それとレセプトの確認ということで2カ月前までの確認がとれますので、その実績に基づきまして支給をすることによりまして、介護者本人が町に返還するとかそういう形の手続をしなくて済むような形の内容として改正をさせていただきたいわけでございます。

それで、今度は介護者本人宛てに文書を送らなくて済むような形ということで、その分が省略されるということになると思います。町の費用もかからなくなることでございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第81号 上里町要介護高齢者介護手当支給条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第82号 上里町課設置条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第9、町長提出議案第82号 上里町課設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第82号 上里町課設置条例の一部を改正する条例について。

御提案申しあげました議案第82号 上里町課設置条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、組織の統合により公営企業に課を設置したいので、本案を提出するものでございます。

概要でございますが、住民サービスの向上や組織体制の見直しなど、上里町上下水道組織統合検討会で審議を重ね、公共下水道事業も公営企業法の全部を適用させることになり、水道課と下水道課を廃止し新たに公営企業に上下水道課を設置する方針を受け、条例を改正するものでございます。

次に、条文についての御説明を申し上げます。

第1条で規定されている町部局の「下水道課」を削除するものでございます。

附則ですが、施行日を定めまして、平成26年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上で上里町課設置条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただきまして御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） この後の条例にも関わってくることなのでここでお尋ねしておきたいと思います。

庁内に組織統合委員会というのを設けて8回にわたり検討を重ねてきたということではありますが、ただいま住民サービスの向上ということで説明があったわけなんですけれども、統合することによる住民サービスの向上としてどういうことが主にあるのでしょうか。

議長（高橋正行君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 水道課と下水道課の統合でございますけれども、これについては場内の組織の中で8回ほど検討させていただきました。具体的にこの2つの課が統合することによりまして、一つは行政改革ということと、また議会でもいろいろと、このあり方についても御指摘をいただきました。そういう意味で、メリットと申しますか、そういうことに対しましては住民サービスや利便性の向上が挙げられると思います。

一つは、水道料金等の納入の関係でございますけれども、これについても役場の中で一カ所ですと申すところ、そしていろいろな下水道の相談ですとか水道の関係の相談、そういうものが一つの場所で受けられるということでございます。

それと、今まで水道工事、下水道工事等々の関係もございましたり、町道との関係の場内の打ち合わせもありましたけれども、そういうものが役場の一つの組織の中でいろいろと打ち合わせができるということでございます。

また、具体的には事業部門を2階に集約することで課の連携が今まで以上に図られるということが具体的なメリットで、これが住民サービスにつながるというふうに考えているところでございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第82号 上里町課設置条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第83号 上里町職員定数条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第10、町長提出議案第83号 上里町職員定数条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第83号 上里町職員定数条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第83号 上里町職員定数条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。組織の統合により公営企業に課を新設することに伴い所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

概要でございますが、住民サービスの向上や組織体制の見直しなど、上里町上下水道組織統合検討会で審議を重ね、公共下水道事業も公営企業法の全部を適用させることにより、新たに公営企業に上下水道課を設置する方針を受け、機関の事務を補助する職員の定数を改正するものでございます。

次に、条文についての御説明を申し上げます。

第2条に規定されています機関の職員定数のうち、町長の機関に属する職員の定数を155名にし、統合に伴い「水道企業」を「公営企業」に改め、定数を13名に改正するものでございます。

附則ですが、施行日を定めまして、平成26年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上で上里町職員定数条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。慎重御審議いただき御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第83号 上里町職員定数条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第84号 上里町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例について

議長（高橋正行君） 日程第11、町長提出議案第84号 上里町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第84号 上里町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例について。

御提案申し上げました議案第84号 上里町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。公共下水道事業も水道事業とあわせて地方公営企業法の全部を法適用させるべく、本案を提出するものでございます。

概要でございますが、公共下水道事業も地方公営企業法の全部を法適用することに伴い公営企業会計となることから、特別会計条例を廃止するものでございます。

以上で上里町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例についての内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第84号 上里町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第85号 上里町下水道条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第12、町長提出議案第85号 上里町下水道条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第85号 上里町下水道条例の一部を改正する条例について。

御提案申上げました議案第85号 上里町下水道条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。組織の統合及び消費税法の一部を改正する法律が平成24年8月22日に公布され、消費税の税率を平成26年4月1日から引き上げる閣議決定をしたことを踏まえ所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

概要でございますが、公共下水道事業を地方公営企業法の全部を法適用することに伴い、管理者の権限を定めるものでございます。

また、消費税を引き上げる閣議決定が平成25年10月1日にされたことにより、下水道使用料に転嫁しています消費税の税率を改正するものでございます。

次に、条文についての御説明を申し上げます。

第3条の改正は、地方公営企業法第7条ただし書き等の規定に基づき上下水道事業に管理者を置かないことにより、事業の管理者の権限を町長に定めるものでございます。

第21条は、消費税の引き上げに伴い、転嫁する税率を8%に改正するものでございます。

第22条は、条文中の条例題名を改めるものでございます。

附則ですが、附則第1項は施行日を規定し、平成26年4月1日からの施行といたします。

第2項は消費税の引き上げに伴う経過措置で、下水道使用料の徴収月による適用期日を規定したものでございます。

以上で上里町下水道条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。
慎重御審議いただき御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第85号 上里町下水道条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 町長提出議案第86号 上里町下水道事業受益者の負担金に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第13、町長提出議案第86号 上里町下水道事業受益者の負担金に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第86号 上里町下水道事業受益者の負担金に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第86号 上里町下水道事業受益者の負担金に関する条例の一部を

改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月29日成立したことに伴い、延滞金等の利率の見直しが行われたため一部の改正を行いたく、また地方公営企業法の全部を法適用させるべく所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

概要でございますが、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率が地方税法の一部を改正する法律附則第3条の2に基づき国税と同様に平成26年1月より引き下げられることにより、都市計画事業として実施している公共下水道事業に係る受益者負担の延滞金についても、地方税の見直しに準じた延滞金利率に改正するものでございます。

また、公共下水道事業を地方公営企業法の全部を法適用することに伴い、管理者の権限を定めるものでございます。

次に、条文についての御説明を申し上げます。

第1条の改正は、地方公営企業法第7条ただし書き等の規定に基づき上下水道事業に管理者を置かないことにより、事業の管理者の権限を町長に定めるものでございます。

附則の改正では、附則に1項を追加するもので、制定時の施行期日を規定しております既存の附則を第1項とし、第2項として、延滞金の割合の特例を新たに規定するものでございます。

本年3月29日成立の地方税法の一部を改正する法律で延滞金等の利率の見直しが行われたことにより、公共下水道事業の受益者負担金につきましても同様の措置を講ずるものでございます。

附則ですが、附則第1項は施行日を規定し、延滞金に関する規定の施行日につきましては平成26年1月1日からの施行とし、第1条の改正規定は平成26年4月1日といたします。

第2項は経過措置で、適用期日を規定したものでございます。

以上で上里町下水道事業受益者の負担金に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第86号 上里町下水道事業受益者の負担金に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 町長提出議案第87号 上里町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第14、町長提出議案第87号 上里町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第87号 上里町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第87号 上里町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。組織の統合により公営企業に上下水道課を設置及び公共下水道事業も地方公営企業法の全部を適用させるため所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

概要でございますが、水道料金、公共下水道使用料の納付窓口の一本化など、住民サービスの向上や組織体制の見直しにより組織統合を図るものでございます。

組織の見直しにつきましては、上里町上下水道組織統合検討会で審議を重ね、現行の水道課及び下水道課を廃止し、新たに公営企業として上下水道課を設置する方針となりました。

また、地方公営企業法の法適用は水道事業のみを対象としておりましたが、今回の組織統合にあわせまして、公共下水道事業についても法の全部を適用させることを改正条例で規定いたします。

次に、条文等の改正の骨子について御説明を申し上げます。

まず、題名ですが、公共下水道事業の追加に伴い、「上里町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例」に改めます。

第1条では、見出しで「水道事業」の下に「及び公共下水道事業」を加え、同条第2項とし

まして、公共下水道事業の設置に関する規定を加えます。

また新たに、第1条の2を第1条の次に加え、地方公営企業法の公共下水道事業に全部適用する旨を定めております。

第2条では、経営の基本に「公共下水道事業」を加え、同条第2項と第3項を改正し、水道事業の計画と公共下水道の区域を規定する内容の変更を行い、改正前の同条第4項を削り、第2条の全部改正を行いました。

第3条では組織を規定しておりますが、第1項中、「地方公営企業法」を「法」に、「地方公営企業法施行令」を「令」にそれぞれ略称規定に改め、第1項及び同条第2項中、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、第2項中の「水道課」を「上下水道課」に改めるものでございます。

第4条から第7条までの規定中にある「水道事業」を「上下水道事業」に改めさせていただきます。

最後に、附則についてですが、施行日を定めまして、平成26年4月1日施行とさせていただきます。

以上で上里町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第87号 上里町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 町長提出議案第88号 上里町水道料金等審議会条例の一部を改正する条例に

ついて

議長（高橋正行君） 日程第15、町長提出議案第88号 上里町水道料金等審議会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第88号 上里町水道料金等審議会条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第88号 上里町水道料金等審議会条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。組織の統合に伴い所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

概要でございますが、水道課と下水道課の統合により公営企業に上下水道課を設置することに伴い、条文中の「水道課」を「上下水道課」に改めるものでございます。

以上で上里町水道料金等審議会条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第88号 上里町水道料金等審議会条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 町長提出議案第89号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の

一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第16、町長提出議案第89号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第89号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第89号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。組織の統合により新たに上下水道課を設置することに伴い所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

概要でございますが、公共下水道事業が地方公営企業法の全部を法適用することに伴い、条例中の管理者を町長とするものでございます。

次に、条文についての御説明を申し上げます。

第4条の改正は、地方公営企業法第7条ただし書き等の規定に基づき上下水道事業に管理者を置かないことにより、事業の管理者を町長に定めるものでございます。

第8条及び第18条は、「管理者」を「町長」とする文言の改正でございます。

以上で上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第89号 上里町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 町長提出議案第90号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議長（高橋正行君） 日程第17、町長提出議案第90号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第90号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

御提案申し上げました議案第90号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございます。組織の統合及び消費税法の一部を改正する法律が平成24年8月22日に公布され、消費税の税率を平成26年4月1日から引き上げる閣議決定をしたことを踏まえ、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

概要でございますが、組織の統合に伴い、条文中に規定しています条文中の条例を改めるものでございます。

また、消費税を引き上げる閣議決定が平成25年10月1日にされたことにより、水道料金等に転嫁しています消費税の税率を改正するものでございます。

次に、条文についての御説明を申し上げます。

第2条の改正は、条文中にあります条例題名を改正するものでございます。

第8条の加入金に関する規定と第26条の料金に関する規定では、消費税の引き上げに伴い転嫁する税率を8%に改正するものでございます。

附則ですが、附則第1項は施行日を規定し、平成26年4月1日からの施行といたします。

第2項及び第3項につきましては、消費税の引き上げに伴う経過措置で、水道料金の検針月に係る料金の適用期日を規定したものでございます。

以上で上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

1番、植原議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 1番、植原です。

今回、第8条と第26条中、「100分の5」を「100分の8」に改めるということでありまして、
けれども、この第8条をちょっと説明していただければと思います。どういう内容のものか。

議長（高橋正行君） 水道課長。

〔水道課長 須田孝史君発言〕

水道課長（須田孝史君） 御説明申し上げます。

8条につきましては加入金に関する規定でございます、口径別の加入に対する料金の定め
でございますので、よろしく願いいたします。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第90号 上里町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての件を起立に
より採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 町長提出議案第91号 上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計条例を廃
止する条例について

議長（高橋正行君） 日程第18、町長提出議案第91号 上里町神保原駅南土地区画整理事業
特別会計条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第91号 上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例について。

御提案申し上げました議案第91号 上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、児玉都市計画事業神保原駅南土地地区画整理事業の終了に伴い条例を廃止したいので、本案を提出するものでございます。

概要及び内容について御説明申し上げます。

児玉都市計画事業神保原駅南土地地区画整理事業の埼玉県知事による換地処分公告が平成25年1月25日に行われ、平成25年5月には換地処分に伴う登記も完了いたしました。清算金に係る事務も平成25年度より開始され、事業が終了したことにより特別会計条例を廃止するものでございます。

附則でありますけれども、施行期日は平成26年4月1日から施行するものでございます。

上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計の廃止に伴う経過措置は、同会計に係る平成25年度分の収入・支出及び決算に関しては従前の例によるものとし、また廃止の際、同会計に属する剰余金、債権・債務及び財産は上里町一般会計に帰属するものとしてございます。

以上で上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例についての概要及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議をいただき御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第91号 上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計条例を廃止する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 町長提出議案第92号 上里町地域の元気臨時交付金基金条例について

議長（高橋正行君） 日程第19、町長提出議案第92号 上里町地域の元気臨時交付金基金条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第92号 上里町地域の元気臨時交付金基金条例について。

御提案を申しあげました議案第92号 上里町地域の元気臨時交付金基金条例について御説明を申しあげます。

提案理由でございますが、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため国が創設した地域の元気交付金（地域経済活性化・雇用創出臨時交付金）を活用し、平成26年度における単独事業で建設地方債の発行対象経費に充てるため基金の設置を行いたく、本案を提案するものでございます。

それでは、条例の概要を御説明申し上げます。

国の平成24年度の緊急経済対策の一環として、地域経済の活性化と雇用の創出を図る地域の元気交付金が交付されることとなりました。この交付金は、国の平成24年度補正予算（第1号）等に計上された公共事業等の地方負担額を基礎として、予算の範囲内で交付されるものでございます。

地域の元気臨時交付金の使途は、原則的に平成25年度における地方単独事業費に充当するものでございますが、当該年度に充当できない額について基金を設置し、平成26年度に限り繰り越して使用することができるため、この基金の設置を行うものでございます。

続いて、条文を中心に御説明申し上げます。

初めに、第1条では設置について、国から交付される地域の元気臨時交付金の対象となる事業を行うことから国の交付金名と同じ名称を使用し、基金の名称を上里町地域の元気臨時交付金基金としております。

次に、第2条では積み立てについて、基金の額は予算で定める額とすることとしております。

第3条では管理について、基金に属する現金は最も確実かつ有利な方法で保管することとしております。

第4条では運用益金の処理について、基金の運用から生ずる収益は予算計上して基金に編入することとしております。

第5条では繰り替え運用について、基金を歳計現金に繰り替えて運用することができること

としております。

第6条では処分について、国から交付される地域の元気臨時交付金の対象となる事業に財源を充てる場合にのみできることとしております。

第7条では委任について、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めることを規定しております。

次に附則ですが、附則では条例の施行期日を定めており、公布の日から施行するものでございます。なお、平成25年度上里町一般会計補正予算（第3号）において基金への積み立てを行うため予算を計上しておりますことから、年度内の公布を予定しております。

本基金については、平成26年度に完了する地方単独事業で建設地方債の発行対象経費に充てるために設置するため、平成27年3月31日に限りその効力を失うとしております。

また、国の地域の元気臨時交付金の取り扱いにおいて、交付金事業等が全て終了したときは、基金の残余额を国庫に返還しなければならないとされておりますので、基金に残額があるときは当該残額を予算に計上し、返還すべき額を国庫に納付することとしております。

以上で上里町地域の元気臨時交付金基金条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。

国の平成24年度補正予算（第1号）が大変遅く決定されておまして、上里町も、受け入れたものの、事業を繰り越して25年度に実施してきたという経過があったと思います。そして、その残った部分というんでしょうか、それを基金として積んで26年度の中で消化していく、まだ消化し切れない部分は国のほうに返還するという、そういうことだと思いますけれども、この第1条で目的に限り使用できるということで、26年度の当初予算の編成がもう始まっていると思いますけれども、主に26年度はどのような事業にこの基金を使っていくお考えなのかお尋ねしたいと思います。

議長（高橋正行君） 副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 今回、基金の条例をお願いしているところでございますけれども、この元気臨時交付金の内容でございますけれども、基本的には、町で実施する建設地方債の発

行対象経費に該当する事業ということで決まっております。

来年度、平成26年度、現在予算の編成中でございますけれども、現在の予定ということでは、上里中学校の特別教室棟の建設事業や道路整備事業に充当予定ということで、現在取り組んでいるところでございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第92号 上里町地域の元気臨時交付金基金条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 町長提出議案第93号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

議長（高橋正行君） 日程第20、町長提出議案第93号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第93号 上里町公の施設の指定管理者の指定について。

御提案申し上げました議案第93号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての提案説明を申し上げます。

初めに、提案理由ですが、上里町立図書館及び上里町立郷土資料館を指定管理者による管理を行うため、指定管理者を指定したいので、本案を提案するものでございます。

上里町立図書館及び展示等を除く郷土資料館について指定管理者による管理を行うため、9月の議会において、町立図書館と町立郷土資料館の設置及び管理条例の一部の改正案が議決をされました。そして、上里町公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例第2条により公募を行い、申請のあった団体について同4条により選定したものでございます。

選定におきましては、上里町指定管理者候補者選定委員会に付議しました結果、TRC上里グループが指定管理者の候補者として選定されました。この団体は2つの会社の共同事業体からなっております。代表者となっている株式会社図書館流通センターとTRCファシリティーズ株式会社であります。代表者は、渡辺太郎、所在地は、東京都文京区大塚三丁目1番1号であります。

指定期間につきましては、平成26年4月1日から平成29年3月31日まででございます。

なお、当該案件については、11月の教育委員会に上程し議決を得たところでございます。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

慎重審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 全員協議会の中の説明では、公募説明会には5団体に参加しましたがけれども、最終的に申請があったのは3団体、その中から今日、提案されておりますTRC上里グループということが決定したようでありますけれども、この提案されました事業体が全国の図書館でそういう指定管理を受けているところは、いかほどあるのかお尋ねしたいと思います。

議長（高橋正行君） 図書館長。

〔図書館長 桑原正明君発言〕

図書館長（桑原正明君） 指定管理者は全国で191館受けております。

議長（高橋正行君） 10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 全国に同じ事業体で191館の指定管理を既にやっているということでもありますけれども、一番古いのは何年から行っているのかお尋ねしたいと思います。

それと、この3年間で1億6,578万1,000円という契約で、これを単純に3で割りますと年間で5,500万程度になるというふうに思います。ちなみに、上里町の24年度の決算では5,033万でありました。

指定管理導入に当たって、同じような金額で時間延長を図ればサービスが向上するというふうな説明があったというふうに思っています。今まで住民、利用者は、図書館を利用するに

当たって住所も氏名も年齢も電話番号も全部登録して、安心して自分の好きな書物を借りていると思いますけれども、そうしたプライバシーも民間が今度は利用するというんでしょうか、全て掌握していくということに対する問題点はないのかどうか。

また、上里町の図書館の事業費は、24年度の決算ですけれども年間5,033万、非常に安いと思います。それはなぜかという、上里町の職員の皆さんが司書の資格を持ちながら安い賃金で雇われてきているからだというふうに思います。新しく指定管理で委託するに当たって、今現在勤めている方たちにも希望をとって、勤めたいという人は勤められるようにするという報告でありましたけれども、今現在、継続して勤めていく意向を示されている方は何人おられるのか、その中で司書資格を持っている方は何人おられるのか。

今後、継続していくに当たって、いわゆる自由にできるお金というのが図書館事業の中ではそれほどないんですよ。だけれども、民間企業が参入するということは、そこで収益を上げようということが目的になると思います。そうしたときに、この経験豊富で、有資格者で、しかしながら非常に安い賃金で、上里町の一緒に働いてきた正規職員の方たちも、非常に大事にさせていただいて継続してきていただいている経緯があると思います。ですけれども、民間企業になるとそこに収益を上げなければいけないという目的が出てきますので、そうした専門性を身につけた方たちが、継続していける可能性があるのかどうか、どのように考えているのかについてお尋ねしたいと思います。

議長（高橋正行君） 図書館長。

〔図書館長 桑原正明君発言〕

図書館長（桑原正明君） 指定管理の実績ですけれども、初めて受託しましたのが平成13年です。

それから、臨時職員についてなんですけれども、現在7名勤務しております。司書はその中で3人おります。

それで、これから継続的に勤められる可能性はということですが、指定管理者の候補者のほうも現職の経験を十分評価していますので、雇用については十分な配慮をするように仕様書にも盛り込んでいるところです。今後は、本人の希望等とか労働条件というものがありますので、そういったものを確認して指定管理者のほうでそれを決めていくことになるかと思っています。また、福利厚生的なものも充実していますので、例えば社員への登用制度などもあるようなので、そういったことから安心して勤務できると思います。

あと、プライバシーの関係ですけれども、プライバシー保護につきましては、十分こういったところも配慮されております。そして、この団体はプライバシーマークの資格を取得しておりますので、そこは安心できるかと思っています。

簡単ですけれども、以上です。

議長（高橋正行君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） 指定管理者の関係の統括の主幹課ということで2点ほどお答えをさせていただきたいと思います。

まず、決算的なお話で経費節減のお話が出ましたので、この辺を少し御説明をさせていただきたいと思います。

指定管理者を募集する際に、町のほうから指定管理の基準額を定めてございます。この指定管理料の基準額につきましては、過去3年間の決算額をベースとして定めまして、この時点では消費税額5%を入れたものを基準額として設定したものでございます。基準額につきましては1億6,806万円を設定したところでございます。

今回、候補者となりますTRCグループについては、この基準額を下回った1億5,968万8,000円、これは税込みで5%のときの提示額でございますけれども、基準額を約837万2,000円下回ったもので提示されているということで、経費節減効果を認めているところでございます。

それから、プライバシーの関係の個人情報の扱いでございますけれども、少し補足をさせていただきたいと思います。TRCグループにつきましては、スタッフに対して誓約書の提出、マニュアル等の作成研修を行います。また、個人情報保護士というのが社内にあるということで、ここの連絡も緊密にとってまいるということでございます。

また、先ほど館長からも御説明がありましたとおり、ここについてはセキュリティーの、個人プライバシーの関係で最も厳しいプライバシーマークを平成17年に取得しているという実績を備えているということでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 指定管理者を選定するに当たって基準額を公表して行ったということで、それではまた新たな質問になりますけれども、3社が申請をしてここに決定したわけがありますけれども、2社についてはどのような額が出てきているのかお尋ねしたいと思います。

それと、先ほどの答弁ですと全国で191館の指定管理を請け負っているということでありますけれども、一番古いのが平成13年度ということは、まさに指定管理を全国191館で展開している非常に新しい、いわゆる経験がないというふうに認識しているのかどうか。このTRC上里グループは全国で191館を指定管理しているけれども、一番古いので平成13年度というこ

となんです、そのことについてお尋ねしたいと思います。もしそうであるとするならば本当にそれがうまく成功しているかどうかも見極めていないことになるんじゃないかなというふうに思いますので、お尋ねしたいと思います。

それと、図書館法第3条の部分はどういうふうに見るのかなということについても、「土地の事情及び一般公衆の希望にそい」というふうになっていると思いますけれども、その辺で、上里町とは全く無縁の東京の文京区の業者が入ってくるということに対する考え方についてもお尋ねしたいと思います。

議長（高橋正行君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） それでは、基準額の関係で指定管理のほかの2社の関係ですけれども、いずれもこちらが指定しております基準額を下回った提示となっております。ただし、額につきましては公表してございませんので控えさせていただきたいと思います。

それともう一つ、13年からの指定管理というお話で経験が浅いのではないかという御意見でございましたけれども、指定管理者制度につきましては、地方自治法の改正に伴いましてこれが導入されたということでございますので、この会社につきましては、地方自治法の改正以降にいち早く指定管理の受託をされたということでございますので、指定管理自体の管理団体としての経験は当初からお持ちだという認識でよろしいのではないかというふうに考えているところでございます。

議長（高橋正行君） 10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ありがとうございます。

指定管理のことについて、やはり国会での議論のときにも弊害ありということで全会一致の決議がされて、文部科学大臣も図書館には馴染まない制度であるというふうに表明していたことを御存じだと思うんです。指定管理制度がいろいろ行われてきていますけれども、国会の議論の中でも図書館については馴染まないと。それはなぜかというと、図書館は博物館等とも違い、ワープ上里とかああいう会館とも違い、いわゆる入館料とかを取らない、無償ですよ。だから、収益を上げるというものが無い事業だというふうに思います。ですからやはり指定管理に馴染まないんじゃないかなと。

そういう中で、上里町が、町長はいつも、学校給食費の補助はできないですかとかいろいろなおことをお願いしても、全国一律を見て、隣はまだやっていないと。いわゆる平均値で物事を考える傾向が上里町は非常にあると思います。そういう中で平成13年度から指定管理が始まった。全国191館の図書館といっても、始まったばかりで海のものとも山のものともまだ見えて

こない段階で指定管理に踏み切っていくその最大の要因はどこにあるのかなというふうに思います。

時間延長と休館日を減らすということは非常に住民にとっては有難いことですが、もう少し今の体制の中でも検討できたんじゃないかなという思いが強いです。国会でのそういう議論をどのように受け止めているのか、急いで指定管理をすることに対しての考え方を町長にもお尋ねしたいと思います。

議長（高橋正行君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この指定管理者制度におきましては、先ほどもこの会社におかれましては平成13年度ということでございますから、指定管理者制度が始まった当初からやっている。一番経験の長い会社ではないかなというふうに思っています。もう10年以上の経験を持っておられるわけでございます。

地域に馴染まないというお話もいただいたわけですが、地域の皆さんが図書館を利用するに当たり、企業の皆さんは企業のノウハウを生かした、町ではできない、そういう運営をやっていただけるんであろうと。

時間延長だとか土日もやっていただけるとか、そういうサービスは我々自治体ではできない、そういうノウハウを持っている企業ではないかというふうに思っておるところでございます。今回の指定管理者制度におきましては、今日までいろいろと副町長が主体になって、ここ1年非常に検討してきて、皆さんの意見を把握した中でこういうことに決定をさせていただいた、そういうことでございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤幸子です。

議案第93号 上里町公の施設の指定管理者の指定について反対でありますので、意見を述べさせていただきます。

図書館法第17条では、「入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」という無料貸し出しの原則があります。そのために、先ほども質問いたしましたけれども収入の手段はありません。更に、指定管理者制度の契約は出来高制ではないため、

利用者が増えたからといって委託業者に利益が生じるものではありません。

そういう意味では、町としては大変うまく運用していただければ安い経費で住民サービスができるというメリットも一方ではありますけれども、受ける企業側にすれば、収益を上げるという目的があるわけですので、経費の削減をどこで行うかとなりますと自由にできるところとすれば人件費を減らす、そういう方向に走っていくことは大いに考えられます。

そういう中で、上里町では今までも臨時職員の方たちで、長年安い賃金で仕事をしていただいたわけでありまして、さらに非正規、不安定雇用を継続的に行わせていくことに道を開くのではないかというふうに思います。

また、図書館におきましては、全分野の入門書、基本書、専門書等々を収集・把握して利用者の様々な要望に応じて資料を素早く提供していく、そして一定の役割を終えた資料に対してはきちんと管理をし除籍をしていくという、非常に専門性と経験が求められる仕事であるというふうに思います。

そうした仕事を、指定管理は短期間ですよ、3年で指定管理をしていく、そういう中で収益が見込まれないときは撤退する可能性もあるし、また新たな指定管理をするということになっていった場合に、そうした蓄積をどこで図っていくのか。施設管理のところでのノウハウはあるかもしれませんが、そうした専門性、また町の文化的な上里町独自のもの、そうしたものも含めて管理していく、そういう大切な図書館事業においてそういうところに指定管理というのは相入れないというふうに思いますので、この上里町公の施設の指定管理者の指定について反対とさせていただきます。

議長（高橋正行君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第93号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 町長提出議案第94号 上里町道路線の廃止について

議長（高橋正行君） 日程第21、町長提出議案第94号 上里町道路線の廃止についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第94号 上里町道路線の廃止について。

議案第94号 上里町道路線の廃止についての提案説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、町道路線を付け替えるため路線の廃止をたく、本案を提出するものでございます。

町道路線の廃止でございますが、上里サービスエリア周辺地区道路整備事業による道路の付け替え等により不要となった町道を廃止しようとするものでございます。

詳細につきましては、お手元に配付いたしました廃止路線調書をご覧いただければと思います。

町道2420号線の道路認定の廃止の関係でございますけれども、上里サービスエリア周辺道路整備事業、上り北側でございます。町道2388号線延伸、通称リバーサイドロードと言われているものでございますけれども、この道路計画につきましては、上りの隣接する企業の敷地内を横切る計画で現在予定をしております。

この道路用地取得に関し、隣接の企業と開発公社造成地の中間にございます図面の2420号線を認定廃止いたしまして、計画道路であります町道2388号線、リバーサイドロードの延伸の用地と等積交換をするため、当該路線の認定廃止が必要となったものでございます。

以上をもちまして、上里町道路線の廃止についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第94号 上里町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前11時0分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 町長提出議案第95号 平成25年度上里町一般会計補正予算（第3号）について

議長（高橋正行君） 日程第22、町長提出議案第95号 平成25年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第95号 平成25年度上里町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成25年度上里町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,286万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億2,391万5,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

第3条は、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第4条は、地方債の廃止は、「第4表 地方債補正」によるものでございます。

次に、2ページは、第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入の款10地方交付税は1億1,692万円の増額補正で、本年度の交付額の確定によるものでございます。

款12分担金及び負担金は8万6,000円の増額補正で、未熟児養育医療費保護者負担金でございます。

款14国庫支出金は1億8,944万3,000円の増額補正で、主な内容は、障害者総合支援給付費負担金782万1,000円と地域の元気臨時交付金1億8,519万2,000円などとなっております。

款15の県支出金は2,487万2,000円の増額補正で、主な内容は、障害者総合支援給付費負担金402万7,000円、民間保育所職員処遇改善費補助金847万9,000円、子ども・子育て支援新制度電子システム構築等事業費補助金350万円、緊急雇用創出基金事業補助金214万2,000円などとなっています。

款17寄附金は28万1,000円の増額補正で、本庄地区安全運転管理者協会と埼玉県信用組合協会からの一般寄附となっています。

款19繰越金は1億1,993万6,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

款20諸収入は162万9,000円の増額補正で、介護予防サービス計画費でございます。

款21町債は、地域の元気臨時交付金を道路新設改良事業債分に充当するため、6,030万円の減額補正といたします。

歳入合計では、現予算に対し3億9,286万7,000円を追加し88億2,391万5,000円とするものがございます。

次に、3ページは歳出でございます。

総務費から教育費までで、各項目にわたり町内施設・設備の光熱水費が不足見込みであるための補正となっています。

款2総務費は2億7,706万6,000円の増額補正で、主な内容は、地域の元気臨時交付金基金積立金、財政調整基金積立金、庁舎の電話回線工事、公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金、道路反射鏡工事、納税推進コールセンター業務委託などの増額となっています。

款3民生費は4,504万8,000円の増額補正で、主な内容は、知的障害者施設入所支援サービス費、精神障害者施設入所支援サービス費、重度心身障害者医療費、国民健康保険特別会計繰出金、子ども・子育て支援システム導入委託料、民間保育所職員処遇改善費補助金などの増額、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額となっています。

款4衛生費は114万5,000円の増額補正で、主な内容は、未熟児養育医療費、小型家電回収ボックス、県費補助金返還金などの増額となっています。

款5農林水産業費は2万9,000円の増額補正で、普通旅費、地産地消事業の食材費が増額となっています。

款7土木費は2,561万6,000円の増額補正で、主な内容は、四ツ谷地内及び五明地内の道路改良舗装工事、上里サービスエリア周辺地区道路整備工事、公園管理に係る剪定などの増額、住生活総合調査の調査員報酬の減額となっています。

款8消防費は24万円の増額補正で、防火水槽撤去工事の増額となっております。

款9教育費は4,372万3,000円の増額補正で、主な内容は、教育施設整備基金積立金、小学校

の遊具の修繕料、教科用消耗品、中学校の施設修繕料、中央公民館及び地区館の消防設備等の修繕、七本木公民館の屋上防水シート改修工事、七本木・長幡公民館のエアコン設置などの増額となっております。

歳出合計も、歳入同様、現予算に対し3億9,286万7,000円を追加して88億2,391万5,000円とするものでございます。

以上が一般会計補正予算の提案説明でございます。慎重御審議をいただき御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、続きまして、総合政策課長よりお手元の補正予算の一覧で御説明をさせていただきます。

議長（高橋正行君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 石原秀一君補足説明〕

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 10番の沓澤です。何点か質問をさせていただきます。

まず、この大きな説明書の1ページであります。工業用地取得管理事業で積立金が4,000万という額で計上されておりますけれども、目的があって積むんだろうと思いますので、そのことについてお尋ねしたいと思います。

次に、2ページですけれども、税務のところの納税推進コールセンター業務委託料、100%の入で事業が行われるのかなというふうに思いますけれども、どういう内容での委託を考えているんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

そして、民生福祉の部分なんですけれども、歳入のほうは減があったり増があったりというふうな形でありますけれども、出のほうでは1,702万6,000円の増額補正ということで、当初予定していたよりもサービス量が増えているということであるというふうに思いますけれども、伸び率というんでしょうか、必要とする方の人数が増えている傾向にあるのか、お一人お一人の方のサービスの利用状況の伸びが見込まれているのかについてお尋ねしたいと思います。

あと、子育て共生課のところでちょっと聞き漏らしてしまったんですけれども、国庫の支出が県のほうに振替になったということで、一時預かり事業補助金と乳児家庭全戸訪問事業補助

金の2点だとすると振替額にしてはちょっと不足かなというふうに思うんですけども、その上の地域子育て支援拠点事業補助金も含まれるんでしょうか、そこをちょっと確認させていただきたいと思います。

あと、出のほうで法人立保育所等運営助成事業、民間保育所の職員処遇改善は非常にいいことだというふうに思いますけれども、具体的には児童数に対しての配分をお尋ねしたいのが一つと、これは今まで上里町は単独で行っていましたが、今後この事業は継続するのでしょうか、単年度ということで組まれた補助金なんですか、そこを確認できればと思います。

あと、3ページの健康保険課でありますけれども、重度心身障害者医療費支給事業とひとり親家庭医療費支給事業でありますけれども、今後伸びが見込まれるということではありますが、先ほど2ページのほうでもお尋ねしましたが、その対象人員が増加傾向なのか、そうではなくて見込みがあるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

あと、5ページですが、交通安全対策事業のところ、道路反射鏡は110万で何力所増やすことができるのか、また道路照明灯は22万2,000円で何基増やすことができるのかについてお尋ねしたいと思います。

以上です。お願いします。

議長（高橋正行君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） それでは、公共施設等用地取得及び施設整備基金の関係で御質問をいただきましたのでお答えさせていただきたいと思います。

この基金につきましては、ゴルフ場用地、また用地の先行取得、施設整備、この3つの目的を有しているものでございます。

町ではアセットマネジメント計画というのを今策定しておりますけれども、公共施設につきましては、特に今後大幅な更新費用が見込まれるところでございます。いろいろ今回も修繕料を計上してございますけれども、既に図書館とかワープ上里とかの冷房施設等についても20年以上経過をしているところでございまして、こういった施設の更新には相当の費用が要するものと見込まれておるところでございます。ここ何年かのうちにはそういった対応も必要になってくるのではないかとということで、臨時的な費用に備えて基金の増額を図る必要があるということで今回補正をさせていただいているところでございます。

議長（高橋正行君） 税務課長。

〔税務課長 中島 勇君発言〕

税務課長（中島 勇君） 2ページの納税推進コールセンター業務委託でございます。収入につきましては、先ほど議員御指摘のとおり、産業振興課に計上させていただきました緊急雇

用のほうで100%の入という形となります。

内容でございますけれども、御存じのように、上里町の納税率ということでいうと県内下位ということもありまして、総務委員会の中でも、現年のところから早目の納税勧奨をしたらどうかという御指摘をいただいております。ということで、とりあえず今回の事業の中では、まず現年の未納の方に主に電話をしていきたいなというふうに思っております。

内容といたしますと、まず納付の確認、それからもし未納のままということであれば納税をしていただきたいということで納付の勧奨という、この2点でございます。当然、そのまますぐに払える、払えないというお話があるかと思っておりますけれども、納税相談という部分につきましては徴税吏員である我々でなければできない事業でございますので、税務課のほうに回していただく、あるいは税務課に電話してくださいというような形での対応ということで考えております。

以上です。

議長（高橋正行君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 飯島雅利君発言〕

町民福祉課長（飯島雅利君） それでは御説明申し上げます。

障害者福祉事業の伸び率ということですが、障害福祉サービスの推移につきましては、前年と比較して今年度は10%程度伸びると考えられます。前年度決算額につきましては、これは介護給付費でございますけれども、前年が2億3,926万36円でした。今年度の予測額では2億6,116万6,579円で、伸び率を計算しますと1.09%くらいの伸びとなっております。

全体の伸びと個人の伸びということですが、全体でも伸びておりますが、個人につきましても伸びてございます。

以上です。

議長（高橋正行君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 河野光彦君発言〕

子育て共生課長（河野光彦君） それでは、先ほどの国庫支出金、子育て支援交付金減額338万1,000円の国から県に組み替えになったことの御質問でございます。

まずは、先ほど沓澤議員がお話しされました地域子育て支援拠点事業補助金177万8,000円と一時預かり事業補助金103万5,000円、乳児家庭全戸訪問事業補助金がこの子育て支援交付金に含まれているものでございます。

それから、民間保育所の関係でございます。処遇改善費補助金ということで算定方法でございますが、算定方法につきましては、4月初旬、また10月初旬ごとの年齢区分の児童数に基準単価を掛けまして交付額を算定しております。

民間保育園が4園あるわけですが、児童数の関係をちょっと説明いたしますと、萌美保育園につきましては4月が102名、10月は111名、ひまわり保育園が4月が135名、10月が146名、安盛保育園が4月が161名、10月が181名、めぐみ保育園ですが4月が87名、10月が94名ということで、先ほど申しました4月、10月の児童数に基準単価を掛けております。

基準単価につきましては、やはり年齢区分がございまして、事業単価、事務加算、主任加算というものがございます。その単価に先ほど言いました児童数を掛けたものが交付額になっております。

それから、町単独で行っております処遇改善費については、各民間の保育園に1人当たり2万円の補助を行っているわけですが、今年度は144万円ということで補助のほうをさせていただきます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 重度医療、それからひとり親家庭等について説明いたします。重度医療費につきましては、対象者数が24年度末で707人で6名程度の伸びになってございます。医療費的には前年と比較して5%程度の伸びという形になっているということです。ひとり親家庭につきましては、24年度の給付者数が482名ということでそれほど人数は変わりませんけれども、医療費としては7%程度の伸びという形になってございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 坂本浩之君発言〕

まち整備環境課長（坂本浩之君） 交通安全対策事業につきまして御説明いたします。道路反射鏡の工事費につきましてはカーブミラーの新設、交換、修繕等に要する費用でございまして、今年度残りの分の見込みという形なんですけれども、カーブミラーは鏡が1面のものと2面のもので価格差があります。何基増やせるのかという御質問でございますが、標準的に1枚のものと2枚のものを半々ぐらい入れるというふうに仮定しますと、新しくつけるので6基、交換で6基、計12基分を見込んでございます。

次に、道路照明灯の工事費についてでございますが、これも修繕とあと新規につけるものという形になるわけですが、新規にLEDの防犯灯をつけるというふうになった場合に大体6から7カ所ぐらいつけられる分を見込んでございます。

議長（高橋正行君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 河野光彦君発言〕

子育て共生課長（河野光彦君） 先ほど民間保育処遇改善費補助金ということで町の補助金の話を説明しましたが、御質問の県の支出による補助金につきましては単年度事業ということでございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

12番、伊藤議員。

〔12番 伊藤 裕君発言〕

12番（伊藤 裕君） 2点ばかり質問させていただきます。

まち整備課の役務費のところでは放置自転車の撤去料ということで説明がありましたけれども、よく4階から見ると、庁舎の南の公園用地のところに放置自転車が置きっ放しになっていまして、草が巻いてどうするのかなということで見ておりますが、同じように放置自転車を回収してきてどのように処理することになっているのか。あそこがゴミ捨て場みたいになってしまいますので、その回収してきた後の処理方法を伺いたと思います。それが一点。

もう一点は、下水道課で合併浄化槽の補助金の返還が26万あります。基本的に、合併浄化槽の補助金はなかなか使えないので、もうちょっと枠を広げたほうがいいんじゃないかというような感覚を持ったこともありますが、今の現状をどういうふうにするか、この余ったということはどういうことなのか説明をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（高橋正行君） まち整備環境課長。

〔まち整備環境課長 坂本浩之君発言〕

まち整備環境課長（坂本浩之君） 放置自転車の撤去料について御説明させていただきます。今回補正予算で計上させていただきました放置自転車の撤去の手数料についてでございますが、これは、昨年度撤去しまして、今現在、議員から御質問がございましたように、役場の南側の公園予定地のところに置いてあります自転車につきましてクリーンセンターのほうに運搬する手数料でございます。

議長（高橋正行君） 下水道課長。

〔下水道課長 須田孝史君発言〕

下水道課長（須田孝史君） 合併処理浄化槽し尿処理事業の県費補助金返還金でございますが、これにつきましては、平成24年度に実施しました合併処理浄化槽設置整備事業補助金で交付した10件のうちの1件に対する補助金の返還でございます。

よろしく申し上げます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

1 番、植原議員。

〔 1 番 植原育雄君発言 〕

1 番（植原育雄君） 1 番、植原です。

税務課の納税推進コールセンターの業務委託事業のところですけども、報償費で有識者意見聴取費10万円、これはどんな方にどんな意見聴取をしていくのか。

2 点目は、納税推進コールセンター業務委託で204万3,000円ありますが、どういう人に依頼予定か。守秘義務もあるかと思いますが、そこら辺のところ有一点。

あと、まち整備環境課の交通安全対策事業、これは交通指導員 1 名分のような説明があったかと思いますが、現在の交通指導員の人数と、これが 1 名増えるのか、交通指導員が交代されるために11万9,000円が必要なのか、そこら辺のところを御説明いただきたいと思います。

議長（高橋正行君） 税務課長。

〔 税務課長 中島 勇君発言 〕

税務課長（中島 勇君） まず、報償費について御説明させていただきます。

今回の緊急雇用の事業につきましては、その採択に当たって事業内容等について、例えば金融機関とかあるいは税理士とかそういったところに業務内容についての審査をしてもらって、その意見書を提出してもらった中で選択しなさいという条件がございます。そのための意見書を徴取するのに当たって、県内のほかの事業のことを聞きますとお金がかかる場合があるというようなことがございまして予算化をさせていただきました。

それから、委託先でございます。今回の緊急雇用は起業支援型ということでございまして、起業後10年以内、しかも埼玉県内に本社があるという、そういう業者を選択しなくてはならないということになっております。現在この条件に当てはまりますコールセンター事業者につきましては、大宮市に本社を置きます 3 社がございます。こちらについて内容等を精査させていただいて、この御議決後、企画提案という形で見積もりもあわせていただきまして、個人情報の保護ですとか、プライバシーマークなどの取得状況ですとか、どのような勤務体系になるのかという形のものをお聞きいたしまして選定していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋正行君） まち整備環境課長。

〔 まち整備環境課長 坂本浩之君発言 〕

まち整備環境課長（坂本浩之君） 交通安全対策事業、交通指導員の現在の人数ということでございますが、現時点において 8 名でございます。1 名の方が10月いっぱいをもちまして任期満了になってございまして、現在、1 名の欠員を生じている状況でございます。来年、年明け1月からまた新たに 1 名の新しくやっていただける方について見込みが立っておりますの

で、今回、交通指導員 1 名分の制服等一式を需用費の消耗品で計上させていただいたというものでございます。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第95号 平成25年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時30分再開

議長（高橋正行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23 町長提出議案第96号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（高橋正行君） 日程第23、町長提出議案第96号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第96号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

御提案申し上げました議案第96号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるも

のでございます。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,871万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,032万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算の補正であります。

歳入についてですが、款3国庫支出金につきましては、歳出の一般療養給付費等のおおむね100分の40相当額を国庫負担金と普通調整交付金で交付されるもので、一般療養給付費及び療養費、高額療養費の補正増に伴う調整により5,388万9,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、款6県支出金であります。国庫支出金同様、歳出の一般療養給付費等のおおむね100分の8相当額を県財政調整交付金と特別調整交付金として交付されるもので、1,105万3,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、款9繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でありまして、保険基盤安定繰入金として保険者支援分と保険税軽減分が確定したことに伴い206万円を増額補正するものでございます。

続きまして、款10繰越金であります。平成24年度の繰越金が2億7,669万8,393円に確定しておりますが、今回、歳入の不足分として7,171万7,000円を増額補正するものでございます。

歳入合計につきましては、1億3,871万9,000円を追加し、予算総額を34億8,032万8,000円とするものでございます。

続きまして、歳出であります。

款1総務費ですが、国民健康保険被保険者証や高齢受給者証の差しかえなどの送付にかかった郵便料や、国民健康保険団体連合会の端末利用料などの不足分の補正、コンビニ代行委託の手数料の不足分の補正となり、21万8,000円を増額補正するものでございます。

款2保険給付費につきましては、今年度の療養給付費等と高額療養費の支出が22億1,434万2,000円ほど見込まれるため、1億3,850万1,000円を増額補正するものでございます。

歳出合計につきましても、歳入同様、1億3,871万9,000円を追加し、予算総額を34億8,032万8,000円とするものでございます。

以上で議案第96号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。慎重審議をいただき御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第96号 平成25年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 町長提出議案第97号 平成25年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議長（高橋正行君） 日程第24、町長提出議案第97号 平成25年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 議案第97号 平成25年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

御提案申し上げました議案第97号 平成25年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

平成25年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ207万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億108万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入についてでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、保険料の軽減分であります保険基盤安定負担金の繰入金が4,431万9,544円に確定し、また広域連合への共通経費負担金が793万2,332円に確定したこと等に伴い、合計で216万3,000円の減額補正をするものでございます。

続きまして、款4繰越金につきましては、前年度の繰越金が59万712円に確定したため、9万円の増額補正をするものでございます。

歳入合計につきましては、207万3,000円を減額し、予算総額を2億108万7,000円とするものでございます。

続きまして、歳出であります。

款1総務費につきましては、郵便用封筒などの印刷製本費や郵便料の支出見込み額が不足するため、6万円を増額補正するものでございます。

続きまして、款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入と同様に、保険基盤安定負担金の繰入金が4,431万9,544円に確定し、また広域連合への共通経費負担金が793万2,332円に確定したこと等に伴い、213万3,000円の減額補正をするものでございます。

歳出合計につきましても、歳入同様、207万3,000円を減額し、予算総額を2億108万7,000円とするものでございます。

以上で議案第97号 平成25年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。慎重審議をいただき御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（高橋正行君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） この長いほうで質問いたしますけれども、後期高齢者医療広域連合納付金が、いわゆる必要がなくなった部分に対して一般会計からの繰り入れを減らすということだと思いますけれども、当初の見込みと上里町で213万円ほどの差が出るということは、県全体では相当大きな当初予算との差が出ているというふうに思います。その主な理由についてお尋ねしたいと思います。

議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 御説明いたします。

広域連合の共通経費、事務費の負担金の関係でございます。埼玉県全体で当初見込み額の合計は変わりません。14億3,900万でございます。高齢者人口割の関係で個々の市町村の負担金額が変わってきております。

上里町の場合については、当初、平成25年度の割り振りの関係では804万円ほどであったものが793万2,000円という形で、10万7,000円ほど減額になってございます。市町村ごとにその減額率は違って、逆に増えている市町村もございます。その関係で今回確定した額の数値で、精算で共通経費の負担金が変わりました。当初見込みでは24年度中の人口規模で見ていたんですけども、25年3月31日現在の確定の人口で計算してきた関係でございます。

以上でございます。

議長（高橋正行君） 10番、沓澤議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） ただいまの説明ですと、24年度中の人口で当初予算を見ていたけれども25年度の確定でということでありまして。上里町においても後期高齢者人口は増えているというふうに思うわけなんですけれども、県全体で見たときにもっと伸び率の高いところがあったために、割り返すと、上里町の負担が減るといふ、そういう認識でいいんでしょうか。

議長（高橋正行君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 関口 静君発言〕

健康保険課長（関口 静君） 市町村ごとに相当ばらつきはあるんですけれども、伸びているところと逆にそんなに伸びずに減っているところもあります。その関係で増減が発生しております。

以上です。

議長（高橋正行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（高橋正行君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第97号 平成25年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高橋正行君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会

議長（高橋正行君） 本日はこれをもって散会いたします。
午後1時47分散会